

一般集中規制の概要 [独占禁止法第9条]

1 規制の趣旨

事業支配力が過度に集中する企業グループが形成されると、総合的な事業能力の格差の拡大、相互取引(互恵取引)、排他的な取引関係の形成などが生じ、事業者の自由な市場参入が阻害されたり、価格・品質・サービスに基づく公正な競争が妨げられたりします。こうして市場メカニズムが損なわれると、公正かつ自由な競争が妨げられ、国民経済にも大きな影響を及ぼします。独占禁止法第9条は、こうした弊害の防止を目的としています。

2 対象と定義

独占禁止法第9条は、他の国内の会社の株式を取得・保有することにより、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止しています。「事業支配力が過度に集中する」とは、次のような状態を指します。

【第1類型】会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社(以下、「会社グループ」(注1)といいます。))の総合的事業規模が、相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと

▶大企業集団の主要な会社が、単一の持株会社の傘下となる場合と同等の会社グループの形成を規制しています。

【第2類型】会社グループの形態が、資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと

▶大規模金融会社を中核とする巨大な会社グループの形成を規制しています。

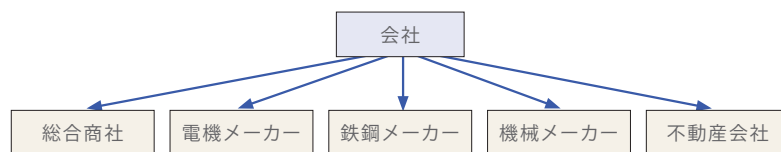
【第3類型】会社グループの形態が、相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていること

▶市場の閉鎖性の問題を生じさせるような会社グループの形成を規制しています。

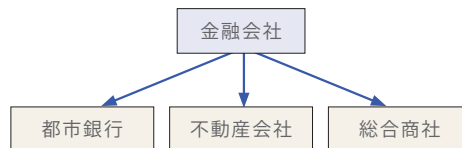
3 規制対象の明確化

公正取引委員会では、ガイドラインとして「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」(平成14年11月)を公表し、どのような会社が「事業支配力が過度に集中すること」になるかを明確にしています。

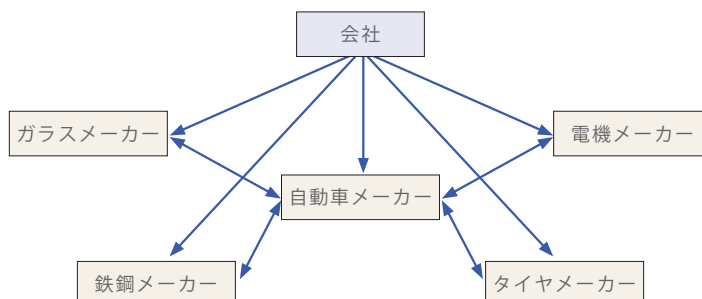
【第1類型】会社グループの規模が大きく(総資産の合計額が15兆円超)、かつ相当数(5以上)の主要な事業分野(原則として、日本標準産業分類3桁分類のうち売上高6000億円超の業種)のそれぞれにおいて、別々の大規模な会社(単体総資産3000億円超)を持つ場合。



【第2類型】大規模金融会社(単体総資産が15兆円超の金融会社)と、金融又は金融と密接に関連する業務を営む会社以外の大規模な会社(単体総資産3000億円超)を持つ場合。



【第3類型】相互に関連性のある相当数(原則として5以上)の主要な事業分野(原則として、日本標準産業分類3桁分類のうち売上高6000億円超の業種)のそれぞれにおいて、別々の有力な会社(売上高シェア10%以上)を持つ場合。



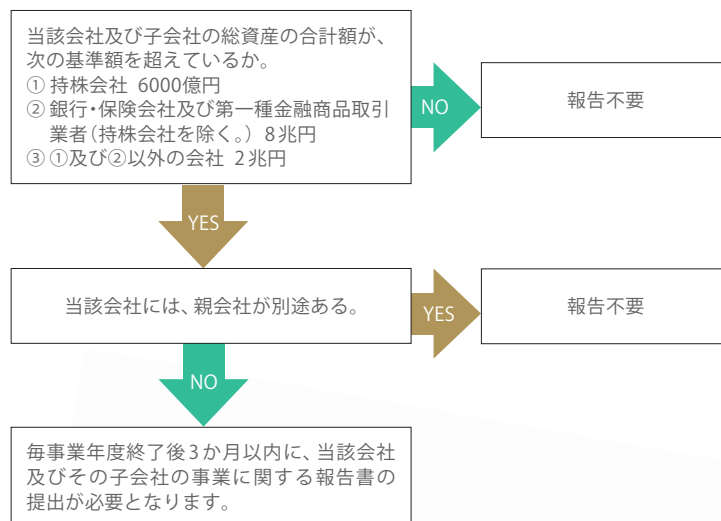
4 報告・届出制度

事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を防止するために、一定の要件を満たす会社に対し、報告・届出を義務付けて監視しています(注2)。

① 報告書の提出

会社及び子会社の総資産合計額が、(a)持株会社では6000億円、(b)銀行・保険会社・証券会社などは8兆円、(c)一般事業会社は2兆円を超える場合は、毎事業年度終了の日から3か月以内に、当該会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければなりません(注3)。

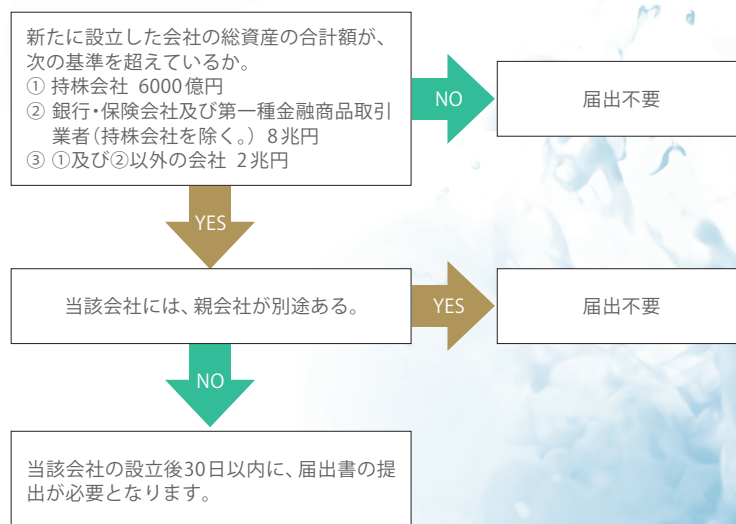
【会社及びその子会社の事業に関する報告制度：フローチャート】



② 会社設立の届出

新たに設立した会社の総資産合計額が、(a)持株会社では6000億円、(b)銀行・保険会社・証券会社などは8兆円、(c)一般事業会社は2兆円を超える場合は、設立の日から30日以内に、届出書を公正取引委員会に提出しなければなりません。

【会社設立の届出制度：フローチャート】



(注1) 会社グループ＝会社＋子会社(会社の議決権保有比率が50%超の他の国内の会社)＋実質子会社(会社の議決権保有比率(子会社が保有する分を含む)が25%超50%以下であり、かつ、会社の議決権保有比率が最も高い他の国内の会社)

(注2) 報告・届出の事項・様式は公正取引委員会規則で定められています。

(注3) これらの基準額は、法で定める金額を下回らない範囲内において政令で定めることとされており、法で定める金額と同額に定められています。